

秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第25号

秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

秋田市特定公共賃貸住宅条例（平成16年秋田市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第3号」を「省令第1条第4号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 同居親族等 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第1条第1号に規定する同居親族等をいう。

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 同居親族等があること。

第6条第1項第4号および同条第2項第1号中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第11条第1項中「親族」を「者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に特定公共賃貸住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る改正前の秋田市特定公共賃貸住

宅条例（以下「旧条例」という。）第6条に規定する入居者の資格については、改正後の秋田市特定公共賃貸住宅条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。旧条例第5条に規定する事由がある場合において同日前に特定公共賃貸住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該特定公共賃貸住宅の入居の申込みをした者に係る旧条例第6条に規定する入居者の資格についても、同様とする。